

会 議 録

会 議 名	令和 8 年度 第 1 回 目黒区環境審議会
日 時	令和 8 年 7 月 29 日（水）午後 6 時 30 分～午後 7 時 30 分
会 場	目黒区総合庁舎本館 2 階 大会議室
出 席 者	委員）前田委員、成田委員、湯浅委員、木村委員、かいでん委員、佐藤（ゆたか）委員、齊藤委員、比護委員、佐藤（希和）委員、佐久間委員、平田委員、原委員、上山委員、有我委員、高瀬委員、郡司委員 合計 16 名 区職員）環境清掃部長、環境保全課長、清掃リサイクル課長、清掃事務所長、環境計画係長、環境計画係主査、公害対策係長 合計 7 名
傍 聴 者	なし
配 付 資 料	（事前送付） 資料（1）-1 区内全域の路上喫煙禁止について 資料（1）-2 路上喫煙禁止ポスター 資料（1）-3 路上喫煙禁止 PR チラシ 資料（1）-4 地域清掃活動団体スーパースチラシ （机上配布） 資料番号なし 目黒区環境審議会委員名簿・座席表 資料番号なし 会議の公開等の取扱いについて 資料番号なし 本日の議事についてのご意見 資料（1）-5 ごみ拾い SNS「ピリカ」ごみ拾い投稿方法 資料（2） 令和 8 年度住宅用再生可能エネルギー及び省エネルギー設備設置費助成事業の実施について 資料（3） 目黒区公共建築物等における木材利用推進方針の策定について
会 議 次 第	1 開 会 2 議 題 （報告事項） （1）区内全域の路上喫煙禁止について （資料配布） （2）令和 8 年度住宅用再生可能エネルギー及び省エネルギー設備設置費助成事業の実施について （3）目黒区公共建築物等における木材利用推進方針の策定について 3 その他 4 閉 会

会 議 の 結 果 及 び 主 要 な 発 言	1 開会 2 議題 (報告事項) (1) 区内全域の路上喫煙禁止について ○事務局 (資料 (1) -1～5 に基づき説明) ○会長 質問等があれば発言をお願いしたい。 ○委員 1 点目、上目黒三丁目に新設された喫煙所は、スペースが狭く、喫煙者が路上にはみ出ている。通学路もあるため、近隣の方から心配の声も寄せられている。区の喫煙所に指定して、喫煙者の意識が変わる必要があるが、どう考えるか。 2 点目、スィーパーズについて評価できる仕組みを考えているか。 ○事務局 1 点目、当該店舗については多くのご意見が寄せられていたが、喫煙所を開設した後、苦情はほぼなくなった。他の喫煙所も同様である。区公式ウェブサイトや掲示物で PR するとともに、喫煙所に足跡マーク等を設置して滞留しない工夫もしている。また、受動喫煙防止の観点から、健康推進部とも連携し啓発活動を行っている。 2 点目、ピリカに投稿することで、今まで地道に行っていたいた美化活動が見える化できる。一定期間の投稿数が上位の方を表彰し、清掃グッズ等を差し上げることで評価する仕組みを検討している。 ○委員 スペースが狭い喫煙所については、渋谷区が実施している捨てたくなるような吸い殻入れの設置を検討してはどうか。 ○事務局 捨てたくなる吸い殻入れは効果的な方法の一つであると考え。近隣区と連携して、たばこを吸う人も吸わない人も快適になるまちづくりを進めていき、設置者のご意見も踏まえ改善していく。 ○委員 1 点目、指定喫煙所は 19 か所あるとのことだが、区として適切な設置数と考えているのか。 2 点目、新設する公衆喫煙所について、利用者数の検証はどのように行うのか。 3 点目、路上喫煙禁止について、目黒区全域の巡回はどのように行うのか。 4 点目、スィーパーズについて、区内で美化活動を行う方に、貸与品等があることを区からアプローチするのか。 5 点目、路上喫煙について区民同士が注意する仕組みは相互監視となるが、区の見解はいかがか。
--	---

○事務局

1 点目、区の指定喫煙所以外にも、区公式ウェブサイトから CLUB JT というウェブサイトをご覧頂ける。このサイトには 300 軒以上の喫煙可能な飲食店等が掲載されており、これも含めれば区内にまんべんなく喫煙所がある状況になっているため、現在のところ、概ね足りていると考えている。

2 点目、当該喫煙所の運営は、地元商店街の皆様にご協力いただく予定であり、日々状況を確認していただく中で、利用状況や地元の声を把握して検証する。

3 点目、現在行っている啓発パトロールにおいても、主に駅周辺の商店街を中心にチラシを配布してご説明して PR するとともに、健康推進部とも連携して進めている。

4 点目、スィーパーズについては、区公式ウェブサイト等で周知するとともに、区内商店街等にも直接説明している。また、渋谷区とも連携して美化活動を進めているため、相乗効果が期待できると考えている。

5 点目、「路上喫煙している人を見かけたときに、気軽に区に連絡できる手段が欲しい」という意見を多くいただいたため、路上喫煙に係る連絡フォームを作成した。相互監視ではなく、路上喫煙を見かけた場所・日付・時間を区に送信していただき、集計・分析したうえで効果的なパトロールに生かしていく。

○委員

区内全域を路上喫煙禁止にした区に敬意を表する。喫煙所マップを見ると、区境の池尻大橋駅、駒場東大前駅周辺に喫煙所がない。区として、どこを重点的に整備していく方針なのか。

○事務局

池尻大橋駅周辺は、課題の 1 つであるため、引き続き喫煙所の整備を検討していく。区の喫煙所を Google マップで探せるので、ご活用いただきたい。商店街の活性化にもつながると考えている。

○委員

スィーパーズとピリカは素晴らしい取組だと感じた。小学校 PTA と碑文谷警察署合同で落書き消しのイベントを行った。学校にも展開できたらと思うが、例えば、自由研究と連動し、夏休みキャンペーンなどを行えば、幅広い世代の認知度が高まるのではないかな。

○事務局

一部の学校ともすでに話をしており、今後も、落書き消去活動や壁面アートなどを実施していくことで、行動変容につなげていく。

○委員

1 点目、目黒一丁目 5 番の公衆喫煙所は飲食店利用者が対象か。

2 点目、スィーパーズはゴミ拾いだけでなく、落書き消しも対象なのか。

○事務局

1 点目、飲食店利用者だけでなく、商店街を訪れた方に広く利用していただきたいと考えている。

2 点目、今年の 10 月 1 日以降、区内全域の路上喫煙禁止に合わせて環境美化活動全体を見直し、今年度から落書き消しについてもスリーパーズに含めることとした。

○委員

1 点目、当該喫煙所の場所を示した看板や地図を目黒駅に設置した方がよい。また、外国人にも分かりやすくする必要があると思うがいかがか。

2 点目、落書き消しについて、目黒区内には東電や NTT などの電柱がたくさんあるが、それも含めて消すのか。それとも民間のお家の塀に書かれたものを消すのか。

○事務局

1 点目、喫煙所整備にあたっては地元商店街の要望を受けて実現したものである。地元の方々と協力して、周知に努めていきたい。

2 点目、落書き消しの対象は、原則は区有施設である。ただ、電柱や民家についても、お困りの声が寄せられているため、取り組めるよう現在検討している。

○会長

この他のご意見ご質問については、資料「本日の議事についてのご意見」に記載の上、事務局まで提出をお願いする。

(資料配布)

(2) 令和 8 年度住宅用再生可能エネルギー及び省エネルギー設備設置費助成事業の実施について

(3) 目黒区公共建築物等における木材利用推進方針の策定について

○会長

資料配布についてのご意見やご質問については資料「本日の議事についてのご意見」に記載の上、事務局まで提出をお願いする。

3 その他

○事務局

次の開催は令和 8 年 12 月頃を予定している。

4 閉会

○会長

本日の議事について意見や質問があれば、8 月 7 日（金）までに事務局へ提出していただきたい。

以上で令和 8 年度第 1 回目黒区環境審議会を閉会する。

以 上